

中国運輸局 業務継続計画 第4版

(令和3年9月28日中国総安第12号)

中国運輸局

目 次

第1章 総則	
1. 業務継続計画の目的	… 1
2. 業務継続の基本方針	… 2
3. 業務マネジメントの推進体制	… 2
4. 想定被害と前提条件	… 2
第2章 大規模地震発生時における対応	
1. 緊急時の行動手順	… 3
2. 初動対応事項	… 6
3. 非常時優先業務の実施	… 7
3-1 大規模地震応急対策業務	… 7
3-2 一般継続重要業務	… 14
3-3 執務環境の確保	… 14
4. 業務継続計画の発動・復帰基準	… 16
第3章 業務継続への備え	
1. 非常時優先業務及び管理事務の抽出	… 16
2. 関係機関との連携体制の確立	… 17
3. 執行体制	… 17
4. 執務環境の整備	… 17
4-1 庁舎の耐震安全化等	… 17
4-2 電力、上水道、通信・情報システム等の確保	… 18
4-3 下水道被災を踏まえた対応	… 19
4-4 物資等の確保	… 19
4-5 廃棄物の処理	… 19
4-6 その他	… 20
第4章 代替庁舎	
1. 代替庁舎の場所	… 20
2. 代替庁舎への移転（移転・復帰基準等）	… 20
3. 代替庁舎における執務環境の確保	… 21
第5章 継続的改善	… 21
(参考資料)	
参集予測条件	

第1章 総則

1. 業務継続計画の目的

(1) 目的

中国運輸局業務継続計画は、中国運輸局が所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時においても、中国運輸局防災業務計画に基づく防災対策業務を遅滞なく実施するとともに、業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務の継続性を確保することを目的に、必要な取り組みを定めるものである。

本計画は、広島市において、震度6弱以上の地震が発生した場合、直ちに発動するものとする。

(2) 背景

平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」において、首都中枢機関は、発災時に機能継続性を確保するための計画として、「業務継続計画」を策定することが規定された。

また、平成18年4月に策定した「首都直下地震応急対策活動要領」では、国土交通省の主な活動として、緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動などが規定されており、国土交通省は我が国の経済・社会活動の継続性確保を図る上で重大な責務を負っている。

同年6月に「国土交通省安全安心のためのソフト対策推進大綱」を策定し、この中で「事業継続計画への取り組み」を打ち出し、平成19年6月、「国土交通省業務継続計画第1版」を策定した。

これを受け、中国運輸局は「業務継続計画」の取り組みに着手し、平成20年6月に「中国運輸局業務継続計画」を策定した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、今後、中国運輸局管内で最も起こりうる大規模災害である南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく見直しを行い、平成29年3月29日に「中国運輸局業務継続計画 第2版」を策定した。

平成30年5月、中央省庁業務継続ガイドライン第2版や大規模地震・津波災害応急対策対処方針等に基づき見直した「国土交通省業務継続計画 第4版」が策定されたため、平成30年6月に「中国運輸局業務継続計画 第3版」を策定した。

令和3年4月1日、安全防災・危機管理課新設に伴い、「中国運輸局業務継続計画 第3版」を一部改正し、令和3年9月に「中国運輸局業務継続計画 第4版」を策定した。

(3) 位置付け

「中国運輸局業務継続計画 第4版（以下「本計画」という。）」は、「中国運輸局防災業務計画」を補完するものである。

なお、本計画は、「国土交通省業務継続計画 第4版（以下「本省計画」という。）」に基づき作成されている

2. 業務継続計画の基本方針

中国運輸局は、その諸機能を継続するため、下記の方針に基づいて、業務継続性の確保を図る。

- ① 人命救助を第一義として、被災者の救援・救助活動等に係る業務を最優先させる。
- ② 被災地・被災者を対象とした迅速な所管施設の応急復旧活動に万全を尽くす。
- ③ 国民生活や経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ④ 中国運輸局が実施する業務が継続して行えるよう、必要な人員体制を確保するとともに、執務環境についても整備する。

3. 業務マネジメントの推進体制

本計画に関する重要事項の審議については、中国運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部（以下「推進本部」という。）において行うものとする。

また、本計画の推進に関し、機動的に各部間の連絡調整を行い、関連施策の実施や業務継続に係る教育・訓練の企画・実施等も推進本部において行うものとする。

4. 想定被害と前提条件

本計画で想定する被害は、広島市が公表している「広島市地域防災計画 震災対策編（平成29年3月修正）」から南海トラフ巨大地震発生に伴う広島市の被害想定を参考に次のように設定する。ただし、南海トラフ巨大地震以外にも広島市では、五日市断層地震や己斐―広島西緑断層帯地震で震度6強の発生が想定されていることから、これらの大規模地震が発生した場合は、設定した想定被害と前提条件を上回る可能性があることに留意することとする。

1. 想定被害

南海トラフ巨大地震の想定被害（「平成29年3月修正 広島市地域防災計画」より）

人的被害	・ 死者 3,907人 ・ 負傷者 2,670人（うち重傷者642人）
建物被害	・ 全壊棟数 18,696棟 ・ 半壊棟数 44,120棟
ライフライン被害	・ 上水道 4,535人（1日後の断水人口） ・ 下水道 401,156人（1日後の機能障害人口） ・ 停電 119,836軒 ・ 都市ガス供給停止 120,628戸（1日後の供給停止戸数）
生活支援	・ 帰宅困難者 78,385人 ・ 避難者 172,041人（当日、1日後） ・ 物資不足量 618,349食/日（1日後の食料需要）
交通施設被害	・ 道路（被害箇所数） 266箇所 ・ 鉄軌道（被害箇所数） 199箇所 ・ 港湾（揺れによる被害箇所数） 25施設

2. 前提条件

- ・ 本局庁舎：設備等も含め、大きな被害はなし。
 - ・ 電気：供給が復旧（2日間）するまで非常用発電設備を使用。使用できる電気量は制限される。
 - ・ 一般電話：輻輳規制1週間以上はつながりにくい。インターネットも同様。
 - ・ 携帯電話：1週間程度、輻輳によりつながりにくい。携帯メールは遅延が発生するが使用可能。
 - ・ 上水（飲料水）：7日間使用不可（貯水タンクに貯留分のみ制限付きで可能）。
 - ・ トイレ：原則として、上水・下水道復旧（7日間）するまで使用不可（原則その間は簡易トイレを使用）。
 - ・ 参集予測条件：参考資料のとおり
- ※これらの想定は、本計画の具体的な検討のため、施設・設備の整備状況や被災想定等を参考として独自に設定したもの

第2章 大規模地震発生時における対応

本章に示す大規模地震発生時における対応は、「中国運輸局防災業務計画」で定められている最優先で取り組むべき業務について、「第3章 業務継続への備え」で抽出した継続すべき非常時優先業務である。

1. 緊急時の行動手順

大規模地震発生直後からの大規模地震応急対策活動に関する時系列の行動は、「表－1 大規模地震応急対策活動 緊急時行動手順」のとおりである。

表一 1 大規模地震応急対策活動 緊急時行動手順

開始 時間	中国運輸局災害対策本部 (情報共有体制の確立)		緊急輸送のための交通確保 (交通ネットワークの復旧)	緊急輸送活動	二次災害の防止活動 (所管施設の点検等)	その他
	【本 部 員】	【事務局員】				
0～ 1時間10 分	<input type="checkbox"/> 発災後、15分以内に非常体制を発令する。 <input type="checkbox"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="checkbox"/> 災害対策本部員は本局に参集する。 <input type="checkbox"/> 各部連絡要員は、被災状況を総務課へ報告する。 <input type="checkbox"/> 本部員は、災害対策本部において、被災状況や対応状況について報告する。	<input type="checkbox"/> 発災後早期（1時間以内を目途）に災害対策本部を立ち上げる。 <input type="checkbox"/> 庁内の電源確認や電話、LANの被災状況を把握し、整備局・気象台等の情報を収集するとともにTV会議システムを立ち上げる。 <input type="checkbox"/> 所管施設等被害情報の報告を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。 <input type="checkbox"/> クロノロジー（時系列活動記録）のとりまとめを開始する。 <input type="checkbox"/> 本部会議開催場所を確認する。 <input type="checkbox"/> 第1回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 各部の情報をまとめ、本省に報告する。	<input type="checkbox"/> 緊急輸送のための交通確保をするため、以下の施設等の被災状況及び復旧状況の把握を開始する。 <input type="checkbox"/> 鉄道施設【鉄道部】 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策に関する業務を開始する。【鉄道部】 <input type="checkbox"/> 列車運行状況等の情報収集業務を開始する。【鉄道部】 <input type="checkbox"/> 鉄道事故等に係る情報収集等業務を開始する。【鉄道部】		<input type="checkbox"/> 庁舎・執務室の被災状況及びライフラインの復旧見込みの把握を開始する。【会計課】	<input type="checkbox"/> 全職員は、家族を含めた安否報告を開始する。 <input type="checkbox"/> 負傷者等への応急救護活動を開始する。 <input type="checkbox"/> 安否確認結果を集計する。【安全防災・危機管理課】 <input type="checkbox"/> 参集した職員は、使用する執務室等庁舎の一次点検を実施する。 <input type="checkbox"/> 自動車の検査・登録に係る運輸支局、(独)自動車技術総合機構等及びMOTASに関する被災状況の把握を開始する。【自動車技術安全部】
1時間10 分～ 3時間	<input type="checkbox"/> 本部要員は、災害対策本部室へ参集する。 <input type="checkbox"/> 第1回本部会議を開催する。 【報告事項】 地震概要/職員等の安否/被災状況/対応方針指示	<input type="checkbox"/> 災害情報のとりまとめを行い、第1報を公表する。 <input type="checkbox"/> TEC-FORCE(リエゾン)の派遣状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 第2回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。		<input type="checkbox"/> 営業倉庫、トラクタターミナルの被災状況の把握を開始する。【交通政策部】 <input type="checkbox"/> 旅客自動車運送事業者等に関する被災状況の把握を開始する。【自動車交通部】	<input type="checkbox"/> 庁舎・執務室における被害の応急措置を含めた復旧業務を開始する。【会計課】 <input type="checkbox"/> 機器(通信を含む)の被災状況を把握し、応急措置を含めた復旧業務を開始する。【会計課】	
3時間～ 12時間	<input type="checkbox"/> 第2回本部会議を開催する。 【報告事項】 地震概要/職員等の安否/緊急輸送活動状況/被災状況/TEC-FORCE(リエゾン)の活動状況	<input type="checkbox"/> 災害情報のとりまとめを行い、第2報を公表し、ホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> TEC-FORCEの派遣調整を行う。 <input type="checkbox"/> 第3回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 各部の情報をまとめ、本省に報告する。	<input type="checkbox"/> 鉄道施設等の復旧に関する状況の把握を開始する。【鉄道部】 <input type="checkbox"/> 一般旅客定期航路事業等に関する輸送の安全確保業務を開始する。【海事振興部】 <input type="checkbox"/> 内航海運及び港湾運送事業者等に関する被災情報の把握を開始する。【海事振興部】	<input type="checkbox"/> 支援物資輸送関係業務を開始する。【交通政策部】 <input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業者等の被災状況の把握を開始する。【自動車交通部】 <input type="checkbox"/> 旅客の緊急輸送の調整を開始する。【自動車交通部】	<input type="checkbox"/> 被災地等の旅行者の安否情報及び宿泊施設等の被害情報の収集、関係者との連絡・調整業務を開始する。【観光部】	
12時間～ 1日	<input type="checkbox"/> 第3回本部会議を開催する。 【報告事項】 気象情報/職員等の安否/緊急輸送活動状況/被災状況/TEC-FORCE(リエゾン)の活動状況	<input type="checkbox"/> 災害情報のとりまとめを行い、第3報を公表し、ホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> 第4回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部に依頼する。 <input type="checkbox"/> 各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。	<input type="checkbox"/> 振替・代替輸送に関する情報収集等の業務を開始する。【鉄道部】	<input type="checkbox"/> 緊急物資輸送業務を開始する。【鉄道部】 <input type="checkbox"/> 貨物の緊急輸送の調整を開始する。【自動車交通部】 <input type="checkbox"/> 柔軟な検査・測度業務処理・執行のための関係者との調整を開始する。【海上安全環境部】		

1日～3日	<input type="checkbox"/> 本部会議を適宜開始する。 <input type="checkbox"/> 【報告事項】 <input type="checkbox"/> 気象情報/職員等の安否/緊急輸送活動状況/被害状況/TEG-FORCE（リエゾン）の活動状況	<input type="checkbox"/> 本部会議開催を各部防災担当者へ通知する。 <input type="checkbox"/> 災害情報のとりまとめを行い、公表し、ホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> 各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。				<input type="checkbox"/> 自動車の検査・登録に関する業務を開始する【自動車技術安全部】 <input type="checkbox"/> 災害応急対策業務に必要な物品、不足物資の把握を行い、調達手続きを開始する。【会計課】
3日～1週間	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上		<input type="checkbox"/> 道路運送法第21条許可等に係る対処方針の調整を開始する。【自動車交通部】	<input type="checkbox"/> 宿泊施設への浴場提供等に関して宿泊関係団体へ支援協力依頼等業務を開始する。【観光部】	
1週間～2週間	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上				
2週間～	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上				

2. 初動対応事項

(1) 安否確認

安全防災・危機管理課は、災害発生時の安否確認を迅速に行う。

- 職員は、「中国運輸局災害対策初動マニュアル」に基づき、本人及び家族の安否、出勤の可否等の安否情報を報告する。家族の安否確認については、普段から家族内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておくよう徹底を図る。
- 安全防災・危機管理課は、職員の安否に係る情報を集約し中国運輸局災害対策本部に報告する。人事課長は集約された局全体の安否情報を大臣官房人事課へ報告する。

以上を習熟するため、年数回安否の報告についての訓練を実施する。

(2) 参集

①勤務時間外に発災

(参集要員)

- 参集要員※は「広島市震度6弱」以上の情報を覚知し次第、「中国運輸局災害初動体制マニュアル」に基づき、家族を含めた安否情報を所属長等に報告した上で、指示を待つことなく速やかに本局に参集する。

※参集要員については、第3章に記載

- 参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに参集要員間で情報共有する。参集要員は、交通機関が麻痺し、参集に長時間を要するなど、本局に参集することが適切でないと判断した場合は、以下の条件をみだすあらかじめ想定した居住地近傍の支局等へ一時参集し、衛星電話等により、本局へ安否連絡・業務指示等を行うこととする。なお、居住地近傍の支局等へ一時参集した場合も、連絡を行った後、本局への参集を開始する。

居住地近傍の事務所等の条件

- ・耐震性が確保されている。
- ・専用無線通信網（マイクロ）または衛星電話が整備されている。
- ・非常用電源設備がある。
- ・本局から直線距離100km以内にある。（本局により近い支局等に行くより、より離れた支局等に向かう方が、早く本局に連絡できる場合を考慮）

なお、参集する支局等での通信の断絶を考慮し、第2参集場所、第3参集場所を想定する。

- 参集要員が参集できない場合の判断は、以下の例に従い各自で行う。

参集できない場合（例）

1. 職員または家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。

4. 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。
6. 津波被害が想定される地区に居住する等の事情がある職員で、発災後津波警報が発令され、参集途上に津波に遭遇する危険がある場合。

(非参集要員)

- 非参集要員は、家族を含めた安否情報を所属部等に報告した上で、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ上司からの指示を待つ(安否情報等の連絡を受けた上司は、状況に応じて必要な指示を出す)。
- 非参集要員は、待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力に積極的に取り組む。

②勤務時間内発災

(全職員)

- 全職員は、可能な限り家族の安否を確認する。
- どうしても家族の安否確認できず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、上司の許可を得て帰宅し家族の安否を確認する。

(参集要員)

- 在局している参集要員は、本章に定める発災時の行動を遂行する。
- 出張等で在局していない参集要員は、①勤務時間外に発災に準じて参集する。

(非参集要員)

- 非参集要員は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せず庁舎内で待機する。
- 非参集要員は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない職員の家族の安否確認や庁舎の復旧業務も含めたロジ業務、災害応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

3. 非常時優先業務の実施

3-1 大規模地震応急対策業務

情報収集体制の確立や局の災害対策本部活動、復旧準備、地震発生によって生じる災害応急対策業務を行う。

(1) 中国運輸局災害対策本部の設置と情報共有体制の確立

(中国運輸局災害対策本部の設置と情報共有体制の確立)

中国運輸局防災業務計画に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため、災害対策本部を設置する。

中国運輸局災害対策本部の設置と情報共有体制の確立の流れは表-2のとおりとする。

(TEC-FORCE の派遣)

災害対策本部は、「中国運輸局防災業務計画に基づく中国運輸局緊急災害対策派遣隊の組織及び運営について」に基づく TEC-FORCE の派遣状況を確認する。

(広報)

- 広報対策官は、地震の発生後 3 時間を目途に報道発表及び情報提供できる体制を整備する。
- 中国運輸局ホームページのトップページに災害情報を掲載して、積極的に情報提供を行う。

(2) 緊急輸送のための交通の確保 (交通ネットワークの復旧)

交通網の広範囲にわたる寸断は、緊急救助活動をはじめとして、迅速な災害復旧活動にとって大きな障害となることから、陸・海・空の一日も早い緊急輸送路の確保に努める。

緊急輸送等のための交通の確保(交通ネットワークの復旧)に係る対象業務は、「表-3 緊急輸送等のための交通の確保 (交通ネットワークの復旧) 活動一覧」のとおりとする。

(3) 緊急輸送活動

陸・海・空のあらゆる手段を利用して総合的・積極的に人員、傷病者の輸送、緊急物資の供給などの緊急輸送活動を実施する。

緊急輸送活動に係る対象業務は、「表-4 緊急輸送活動一覧」のとおりとする。

(4) 二次災害の防止活動

平常時には被害をもたらさない規模の余震や降雨であっても、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊等を引き起こす可能性があるため、人命等に危険を及ぼす二次災害の発生を防止するための活動を行う。

二次災害の防止に係る対象業務は、「表-5 二次災害の防止活動一覧」のとおりとする。

(5) その他

① 庁舎の緊急点検等

- 「広島合同庁舎防火・防災管理規則(「以下「規則」という。)」第 3 条の「使用官署防火・防災管理者等」である総務課長は、規則別記 1「地震対策」に基づき、庁舎の応急点検及び復旧対応等を行う。

② 庁舎での帰宅困難者等への対応

- 防災関係業務担当者は、帰宅困難者対応マニュアルに基づき、直ちに庁舎内の来訪者の状況等の確認及び庁舎内における移動制限等を行う。
- 総務課長は、合同庁舎管理室と連絡調整を図り、庁舎内の来訪者及び庁舎外に存する帰宅困難者の対応が円滑に行えるように各部局に指示を行う。

- ・庁舎内の来訪者については、継続すべき非常時優先業務等の妨げにならぬよう、指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限に留める。
- ・庁舎外に存する帰宅困難者については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の可能な支援措置を講ずるとともに受入れ可能と判断した場合は、庁舎内への受入れを行う。

③負傷者の救護

- 負傷者・急病人の救護については、重傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者等には、「救命」、「悪化防止」、「苦痛の軽減」を目的とした速やかな措置を行い、待避場所へ誘導する。

表一 中国運輸局災害対策本部の設置と情報共有体制の確立

<p>災害対策本部室の立ち上げ・情報共有体制の確立</p>	<p>【発災～1時間10分】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害対策本部事務局は、1時間10分以内に広島合同庁舎4号館へ参集し、入館の可否を判断し、入館が可能な場合は、災害対策本部室の機能を確保するとともに情報収集等を開始する。 <input type="checkbox"/> 庁内の電源確認や一般電話、携帯電話、衛星携帯電話等の通信状況、省内LANの被災状況を把握し、TV会議システムを立ち上げる。 <input type="checkbox"/> 所管施設等被害情報の報告を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> クロノロジー（時系列活動記録）のとりまとめを開始する。 <input type="checkbox"/> 第1回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。 	
<p>災害対策本部の設置と会議の開催（第1回）</p>	<p>【1時間10分～3時間】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対応方針を決定し、第1回災害対策本部会議までに収集整理された災害情報の第1報を報道機関等に公表する。 <input type="checkbox"/> TEC-FORCE（リエゾン）の派遣状況確認等を行う。 <input type="checkbox"/> 地震発生後、速やかに第1回災害対策本部会議を開催する。 <input type="checkbox"/> 本省TV会議の準備をする。 <input type="checkbox"/> 第2回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 随時、各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各部報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震概要 ・職員等の安否 ・被害状況及び対応方針 </div>
<p>災害対策本部会議の開催（第2回）</p>	<p>【3時間～12時間】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議までに収集整理された災害情報の第2報を報道機関等に公表するとともにホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> TEC-FORCE（リエゾン）の派遣状況の確認・調整等を行う。 <input type="checkbox"/> 地震発生後、3時間以内に第2回災害対策本部会議を開催する。 <input type="checkbox"/> 第3回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 随時、各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各部報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震概要 ・職員等の安否 ・緊急輸送活動状況 ・被害状況 ・TEC-FORCE（リエゾン）の活動状況 </div>
<p>災害対策本部会議の開催（第3回）</p>	<p>【12時間～1日】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第3回災害対策本部会議までに収集整理された災害情報の第3報を報道機関等に公表するとともにホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> TEC-FORCE（リエゾン）の派遣状況の確認・調整等を行う。 <input type="checkbox"/> 地震発生後、12時間以内に第3回災害対策本部会議を開催する。 <input type="checkbox"/> 第4回本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 随時、各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各部報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・職員等の安否 ・緊急輸送活動状況 ・被害状況 ・TEC-FORCE（リエゾン）の活動状況 </div>
<p>災害対策本部会議の開催（第4回以降）</p>	<p>【1日～】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本部会議開催を各部防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各部へ依頼する。 <input type="checkbox"/> 適宜、収集整理された災害情報の続報を報道機関等に公表するとともに、ホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> 地震発生後、適宜、第4回以降の災害対策本部会議を開催する。 <input type="checkbox"/> 随時、各部の情報をとりまとめ、本省に報告する。 	

表-3 緊急輸送のための交通の確保（交通ネットワークの復旧）活動一覧

鉄道関係	海事関係
<div data-bbox="204 367 772 398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 鉄道の被災状況等の把握・帰宅困難者対策 【1時間10分】 </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 鉄道施設の被災状況の情報収集業務を開始する。 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者に関する情報収集、情報提供業務を開始する。 <input type="checkbox"/> 列車運行状況等の情報収集業務を開始する。 <input type="checkbox"/> 鉄道事故等に係る情報収集業務を開始する。 	
<div data-bbox="204 680 772 712" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 鉄道施設の復旧対策 【3時間】 </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 鉄道施設等の復旧に関する状況の把握を開始する。 	<div data-bbox="820 680 1378 712" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 海事に関する被災状況等の把握 【3時間】 </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一般旅客定期航路事業等に関する輸送の安全確保業務を開始する。 <input type="checkbox"/> 内航海運及び港湾運送事業者等に関する被災情報の把握を開始する。
<div data-bbox="204 987 772 1019" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 振替・代替輸送対策 【12時間】 </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 振替・代替輸送に関する情報収集等業務を開始する。 	

表-4 緊急輸送活動一覧

トラック・バス/営業倉庫・トラクターミナ	鉄道関係	海事関係
<p>被災状況の把握 【1時間10分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 営業倉庫、トラクターミナルの被災情報の収集・集約を開始する。 <input type="checkbox"/> 旅客自動車運送事業者等に関する被災情報の収集・集約を開始する。 		
<p>被災状況の把握・緊急輸送活動業務に係る調整 【3時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 支援物資輸送の受入拠点となる民間物資拠点の被災情報を収集・集約し、拠点の選定等について必要に応じて関係者との調整を開始する。 <input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業者等に関する被災情報の収集・集約を開始する。 <input type="checkbox"/> 旅客自動車運送事業者による緊急輸送の調整を開始する。 	<p>緊急物資輸送等の情報収集及び調整 【12時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 緊急物資輸送等に関して情報を集約するとともに、鉄道事業者等との調整を開始する。 	
<p>緊急輸送活動業務に係る調整 【12時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業者による緊急輸送の調整を開始する。 <p>道路運送における弾力的運用に係る調整 【3日間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路運送法第21条許可等に係る対処方針の調整を開始する。 		<p>柔軟な検査・測度に関する調整 【12時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 柔軟な検査業務処理及び検査・測度執行のための関係者との調整を開始する。

表－5 二次災害の防止活動一覧

観 光	庁舎・機器（通信を含む）
<div data-bbox="199 600 774 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災状況の把握・関係者との調整 【3時間】</div> <div data-bbox="236 645 694 721" style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 被災地等の旅行者の安否情報、宿泊施設等の被災情報を収集するとともに、関係者と連絡・調整を開始する。 </div> <div data-bbox="199 1303 774 1341" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災者等への浴場の提供 【3日間】</div> <div data-bbox="236 1348 710 1393" style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 宿泊施設へ被災者等への浴場提供等について、宿泊関係団体へ支援協力依頼等を開始する。 </div>	<div data-bbox="805 313 1380 351" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災状況の把握と復旧 【1時間10分】</div> <div data-bbox="842 353 1316 510" style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 庁舎・執務室の被害状況を把握し、合同庁舎管理室と連絡調整を行い、応急措置を含めた復旧業務を開始する。 <input type="checkbox"/> 通信を含む機器の被害状況を把握し、合同庁舎管理室と連絡調整を行い、保守点検業者と応急措置を含めた復旧業務を開始する。 </div>

3-2 一般継続重要業務

広島市の被災地だけではなく全国の国民の生命の安全、権利、財産の保全及び社会経済活動を支えるための業務を行う。

(1) 生命・安全の確保

【一】

- 大規模地震以外の自然災害発生等の対応中の場合は、対応を継続する。

(2) 権利・財産の保全

【12時間】

- 自動車運送事業者等の事故等に関する対応、調整のための情報収集・報告に関する業務は、12時間以内に体制を整える。

【1日】

- 許認可業務等の処理に関して、システムの停止が全国的に影響を及ぼす自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用については、本省と連携し1日以内に保全・運用を図る。

【7日】

- 動力車操縦者運転免許については、1週間以内に業務を回復させる。
- 日本船舶以外の船舶の日本各港間の運送及び不開港への寄港の特許、水先人の免許更新等については、1週間以内に業務を回復させる。
- 造船法及び臨時船舶建造調整法に基づく許可並びに小型船造船業法に基づく登録については、1週間以内に業務を回復させる。
- 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約証明書の交付等については、1週間以内に業務を回復させる。

3-3 執務環境の確保

(1) 庁舎

- 各執務室への立ち入り可否の表示

各課室を使用する職員は、各執務室の継続利用・入室可否を判断するため、帰宅困難者対応マニュアルに基づき、執務室の被害状況を確認した上で使用の可否を判断し、各執務室等の入口に表示する等により立ち入りの可否を明らかにする。

総務課は各課室からの要請を受けこれを支援する。

- 各執務室の被害報告

各課室を使用する職員は、帰宅困難者対応マニュアルに基づき点検した結果を総務課に報告をする。

なお、特に緊急な対応が必要となる被害が発生している場合には、総務課に速やかに報告する。

- 休憩室・仮眠室等の確保

各部は、災害対応が長期化することも想定し、休憩室・仮眠室等、休養が取れる空間を確保する。

(2) 電力の確保

非常用発電設備

広島合同庁舎 4 号館において商用電力供給が停止した場合、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わるため、最低限の電力が確保されていることを確認する。

共用部分の照明は 1/4 程度。災害対策本部は非常用電源で稼働できるが、その他執務室では業務に支障をきたすため、今後は各部執務室において非常用電源を確保するよう検討する。

(3) 排水設備

- 総務課は、庁舎の配水管からの漏水等による二次被害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、便所、給湯室等の使用禁止の措置を講じる。

(4) 空調機能

- 総務課は、空調機能が確保されているかを確認する。
- 各課室は、ライフラインが復旧し、安全が確保されるまでの間、冷房・暖房は運転しない。
- 不具合等があった場合、合同庁舎管理室に速やかに連絡し、早期の運転を可能にする。

(5) エレベーター機能

- 総務課は、エレベーター機能が確保されているかを確認する。
- 閉じ込めがあった場合は、合同庁舎管理室に連絡した後、閉じ込められた者に対して救出目途等の情報提供を行う。

(6) 通信

①電話設備

- 会計課は、電話設備及び発信が優先される「N T T の災害時優先電話※」が使用可能であることを確認し、障害があれば保守業者又は N T T へ復旧を依頼する。

※災害時優先電話：

“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、普段から応急対策業務時に支障のない使用方法を心懸ける必要がある。

②行政情報システム

- 総務課は、各種機器等の不具合を点検し、障害があれば、総合政策局行政情報化推進課に連絡する。

4. 業務継続計画の発動・復帰基準

本計画は、原則として中国運輸局防災計画に基づいて災害対策本部が設置された時、または広島市において震度6弱以上の大規模地震が発生した時に直ちに発動するものとする。

本計画発動後、災害対策本部は、非常体制から通常業務体制への復帰が相当であると判断したときは、各部に対してその旨の指示を行うものとする。各部は、通常体制への復帰の指示を受けたときは、非参集要員に対してその旨の連絡を行う等、通常体制への復帰を行う。

第3章 業務継続への備え

1. 非常時優先業務及び管理事務の抽出

大規模地震発生時における対応として、「中国運輸局防災業務計画」で定められている最優先で取り組むべき業務について、想定災害の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出する。

業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間（1,3,12時間、1,3日、1,2週間）ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行う。

レベルⅠ：影響は軽微～

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベルⅡ：影響は小さい～

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベルⅢ：影響は中度～

国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベルⅣ：影響は大きい～

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想されるレベル

レベルⅤ：影響は極めて大～

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

2週間以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優先業務として抽出する。

抽出した非常時優先業務は、情報収集体制の確立や局の災害対策本部活動、復旧準備等、地震発生によって生じる直接的な対策業務である「大規模地震応急対策業務」と、大規模地震発生の有無にかかわらず存する国民の生命の安全、権利、財産の保全に係る許認可業務等の「一般継続重要業務」に分ける。

また、非常時優先業務を実施する上で必要となる組織管理・庁舎管理、職員の安否確認、通信手段の確保、支払事務・契約事務等の管理事務について定める。

非常時優先業務及び管理事務については、参集予測による参集可能人員等を踏まえ精査を行う。

2. 関係機関との連携体制の確立

各部各課においては、関係機関との必要な連携体制が確立するよう、非常時優先業務及び管理事務の関係機関を整理し、関係機関との連携内容や非常時の連絡体制等を確認・整理しておくとともに、関係機関に対して自身の連絡先・連絡手段等を共有しておく。

3. 執行体制

(1) 参集要員の指定

各部各課においては、非常時優先業務及び管理事務を行う職員に限らず、近傍に居住し、参集できる職員も含め、参集要員を指定する。また、参集予測条件（参考資料）による参集可能人員を把握する。参集要員及び参集可能人員は、人事異動等で変更があった場合も速やかに見直しを行うこととし、参集要員の指定状況を安全防災・危機管理調整官において集約する。参集要員に対しては、人事異動や訓練の際に、参集方法や非常時優先業務及び管理事務に関する周知を実施する。

また、以下の事項について、あらかじめ定めておく。

- ・災害対応が長期にわたることを想定したローテーション（交代要員）体制
- ・特別な知識や技能、資格を有する職員が参集不可能な場合の措置
- ・さらに過酷な状況として、初動期に参集予測による参集可能人員を大きく下回る状況での対応を想定し、優先度の高い業務について担当外での対応を可能とする対策（応援職員の指定、手順書作成）。

(2) 権限委任

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、予め部長等に係る権限委任を行うことを基本とする。

なお、災害対応時には本来の責任者による的確な意思決定が重要であるため、不在となる部長等は、権限委譲後も事の重大さに応じて、迅速に本来の指揮命令系統に復帰できるように努める。

＜権限委任の考え方＞

- ・連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、予め定めた順序で自動的に委任されるものとする。

4. 執務環境の整備

4-1 庁舎の耐震安全化等

本局庁舎である広島合同庁舎 4 号館は、耐震基準に基づいて建設されているため、想定する震度 6 強の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

4-2 電力、上水道、通信、情報システム等の確保

(1) 電力

広島合同庁舎 4 号館において商用電力供給が停止した場合、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、最低限の電力を確保することができる。

共用部分の照明は1/4程度。電話は使用できるが、パソコン、その他については、非常用電源に対応している機器のみ使用できることとなる。災害対策本部は総非常用電源があるため稼働できるが、その他執務室では業務に支障をきたすことを周知する。また、今後は各部等執務室において非常用電源を確保するよう検討する。

(2) 上水道

断水は1週間継続すると想定されていることから、総務課は、広島合同庁舎4号館の上水道設備について、発災時の利用用途を確認し、用途別の配分を計画するとともに、貯水槽内の使用量を削減するため、飲料水の備蓄、災害用トイレの確保を行う。

(3) 通信

電話設備

電話設備については、会計課が担当する。

「NTT災害時優先電話」は、“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、これを活用する。

(4) 行政情報システム

行政情報システムについては、総務課が担当する。

①蓄積データ（部等）のバックアップ

現在、職員が作成したデータは、各職員が利用しているクライアントPCの記憶領域の他、ファイルサーバにおいて、部、課ごとに領域を割り当てて保存を行っており、ファイルサーバに保存されたデータについては、バックアップをとっている。なお、障害発生時には、総合政策局行政情報化推進課に連絡し、迅速な復旧を図ることとする。

また、各職員においては、非常時優先業務を実施する上で必要となる情報を、各人のパソコンや外部メディアにバックアップとして予め保存しておき（国土交通省セキュリティポリシーに留意）、それらが失われたときには、バックアップを利用し、業務を継続する。

②メールシステム

メールサーバは、遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）を実施していることから、一方で障害が発生した場合であっても利用可能である。なお、障害発生時には、総合政策局行政情報化推進課に連絡し、迅速に復旧を図ることとする。

③インターネット環境

インターネット環境を利用するための基幹ネットワーク機器及び地方局サーバ機器については、耐震対策を実施済みである。事業者回線との接続については、複数の回線で接続し、冗長化を図っている。

なお、地方局サーバ機器の障害発生時には、保守事業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。

(5) 什器転倒対策

各部においては、地震時における負傷者防止対策と中国運輸局の業務継続の両方の観点から、什器の固定、出入口付近の重量物の転倒対策、避難経路となる通路の通行を阻害する物品の撤去を行い、その状況を常に確認する。

会計課は、各部の責任で改善されているか実施状況の確認とともに指導・監督する。

具体的な対策の実施に当たっては、以下の資料を参考とするようにする。

「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」（令和3年3月）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/>

4-3 下水道被災を踏まえた対応

下水道の利用支障は7日継続すると想定されていることから、安全防災・危機管理課は、簡易トイレを備蓄する。長期化した場合に備え、備蓄型の簡易トイレのみならず、合同庁舎管理者と連携した仮設トイレの検討を行い、備蓄量を減らすことも併せて検討する。

4-4 物資等の確保

大規模地震発生時に参集要員をはじめとする職員が非常時優先業務等を実施できるよう、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日間分の食料、飲料水（1人1日3L）、医薬品、毛布、簡易トイレを備蓄する。

また、来庁者についても、少なくとも3日間とどまることができるよう備蓄を行う。

さらに、発災時の職員の閉じ込め等の事態に備えるため、救助用資機材等の常備を検討する。

コピー用紙やトナー等を備蓄すると共に、災害時には通常業務での使用を極力控え、備蓄している用紙等を災害対応に回すなど弾力的な運用を実施する。

安全防災・危機管理課は、以下の備蓄を行う。

- 食料、飲料水、簡易トイレ、医薬品、毛布

4-5 廃棄物の処理

委託業者による廃棄物処理が1週間後から1か月後までは実施できなくなることが想定されるから、総務課は、発生する紙ごみ等廃棄物の一時保管場所、移動方法、衛生管理、「し尿」廃棄物の一時保管場所、臭気対策、職員の感染症対策の運用について、合同庁舎管理室と連携して必要な対策を行う。

4-6 その他

(1) 帰宅困難者

災害が発生した場合の広島合同庁舎4号館の来訪者及び庁舎外に存する帰宅困難者等に対する対応については、中国運輸局の第一の役割は非常時優先業務の適切な実施であることを基本として、地域の一員としての中国運輸局による共助の取組の

観点から、受入方法や支援について帰宅困難者対応マニュアルを定める等、必要な対策を行う。

(2) 負傷者の救護

地震の発生時の負傷者救護については、広島合同庁舎防火・防災管理規則及び帰宅困難者対応マニュアルに基づき対応するものとするため、安全防災・危機管理課は、共通認識として各部に周知する。

(3) 各個人における業務継続への取り組み

地震の発生を想定して職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や飲料水等について、各自で用意を行うことを推奨する。

第4章 代替庁舎

1. 代替庁舎の場所

本計画では、想定被害を南海トラフ巨大地震としたが、広島市防災会議ではこの地震も含め、6タイプのM7クラスの地震を想定している。広島市の既往の被害地震は、有史以来数十回記録しており、資料が明らかで最大の被害あったのは、1905年6月2日の芸予地震である。

本計画で想定する震度6弱の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる庁舎に支障はないと想定されている。しかし、災害対策本部の活動拠点となる本局災害対策本部は、災害対応の基礎として重要であることから、現時点では予見できない不測の事態に備え、次に掲げる施設を庁舎使用不能時の代替施設として使用する。

- ① 広島運輸支局本庁舎
- ② 呉海事事務所
- ③ 尾道海事事務所
- ④ 山口運輸支局徳山庁舎
- ⑤ 広島運輸支局福山自動車検査登録事務所

上記以外の代替施設についても検討を進める。

2. 代替庁舎への移転（移転・復帰基準等）

中国運輸局災害対策本部は、広島合同庁舎第4号館の点検の結果、被災等により使用不能と判断した場合は、1.の代替庁舎へその機能を移すものとする。代替庁舎への移動手段（徒歩・公用車等）・移動ルートは、被災状況や通行規制等を踏まえ、安全性・利用可能性・所要時間を考慮して選定する。使用が想定される公用車については、緊急通行車両等の事前届出を行っておくこととする。

なお、代替庁舎への移転後、復旧の状況等を踏まえ、可能な限り早急に広島合同庁舎第4号館への復帰を目指す。

3. 代替庁舎における執務環境の確保

代替庁舎において中国運輸局災害対策本部の機能が速やかに発揮できるよう、代替庁舎におけるレイアウトをあらかじめ決めておくとともに、必要な機材・通信環境・備蓄等の整備を進める。

第5章 継続的改善

業務継続計画を実効性のあるものとするため、教育、訓練の実施計画や執行体制、執務環境に係る改善計画を定め、訓練や計画の実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。

① 計画の策定と更新（PLAN）

後述「④計画の見直し（ACTION）」の結果を踏まえ、業務継続計画を実効性のあるものに改定を行う。

② 訓練や計画の実施（DO）

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的実施する。

また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼動訓練、対策本部設営訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。

（例）

- ・ 地震防災訓練
- ・ 徒歩参集訓練
- ・ 防災通信訓練、情報伝達訓練
- ・ 強制停電訓練
- ・ 定期停電点検
- ・ 業務継続計画に関する講演会・セミナー
- ・ その他の臨時の業務実施方法への移行手順について訓練

③ 課題の検討と点検（CHECK）

地震発生訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、予め確保を行う。

④ 計画の見直し（ACTION）

「③課題の検討と点検（CHECK）」において課題とされた事項について改善を図るとともに、必要となった物品の確保を行い、計画の見直しを行う。

また、政府の業務継続計画の策定や改定、国土交通省防災業務計画の改正等が行われた場合、必要に応じて「中国運輸局業務継続計画」の見直しを行う。

また、広島市防災会議の被害想定の見直し、国土交通省防災業務計画の改定等が行われた場合や、災害に関する経験、対策の積み重ね、省内外の状況の変化等により、随時、本計画の見直しを検討し、必要な修正を加える。本計画の見直し・修正を通じて、必要があると判断した場合には、中国運輸局防災業務計画についても見直しの対象とする。

本計画を修正したときは速やかにこれを国土交通本省に報告する。

中国運輸局各支局等の長は、本計画との整合に十分留意し、その所掌事務に関し業務継続計画（以下、「支局等業務継続計画」という）を作成しなければならない。なお、支局等は、「支局等業務継続計画」を作成又は修正したときは、速やかにこれを安全防災・危機管理課に報告しなければならない。

(参考資料)

参集予測条件

- 「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版 H28.4」に基づく参集予測を実施。
 - ・ 対象職員は、非常勤職員及び研修員を除く全ての職員。
 - ・ ①非常時参集要員、②非常時参集要員以外の職員の別に整理
 - ・ 業務の必要十時院と参集可能人数（①非常時参集要員の参集予測結果）を確認
 - ・ 必要従事人数>参集可能人数となる場合、検討を実施
 - －非常時参集要員の確保（非常時参集要員指定の拡大等）
 - －業務簡素化による必要従事人員見直し等

項目		条件設定		
発災時間		勤務時間外の発災		
10km圏内	参集手段	徒歩(時速2km)		
	①参集に関して特別な措置を講じている職員(危機管理宿舎への入居等)の条件設定	あらかじめ定められた時間内に参集		
	上記以外の職員	参集不可能職員の条件設定	職員のうち1割は、自ら及び家族の死傷等により、参集不可能	
		参集可能職員の条件設定	②非常時参集職員	参集開始割合 直ちに参集開始:8割 12時間後に参集開始:2割
③非常時参集要員以外の職員	参集開始割合 直ちに参集開始:1割 12時間後に参集開始:3割 24時間後に参集開始:3割 48時間後に参集開始:3割			
10km～20km圏内	参集手段	徒歩(時速2km)または鉄道		
	参集不可能職員の条件設定	10km圏内の場合と同様とする。		
	参集可能職員の条件設定	10km圏内の場合と同様とする。		
	徒歩参集職員の減少設定	10kmを超えて、距離が1km遠くなるごとに、1割ずつ徒歩参集できない職員が増加 徒歩参集できない職員は、鉄道を利用して参集するものとし、「20km圏外」と同様の扱いとする。		
20km圏外	参集手段	鉄道		
	参集不可能職員の条件設定	10km圏内の場合と同様とする。		
	鉄道を利用して参集する職員の条件設定	半数が発災後1週間までに登庁し、残り半分が発災後2週間までに登庁する。		